



(様式4)

西原町告示第67号

西原農業振興地域整備計画の一部を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の一部変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

西原町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、西原町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から平成29年9月12日までに西原町にこれを申し出ることができる。

平成29年7月27日

西原町長 上 間



1 農用地利用計画の一部変更案の縦覧期間

自 平成29年7月28日

至 平成29年8月28日

2 農用地利用計画の一部変更案の縦覧場所

西原町役場建設部産業観光課(西原町字与那城140番地の1)